

○（仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画市民委員会設置条例

令和5年3月14日

条例第2号

（設置）

第1条 （仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、（仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本構想・基本計画の策定及び実施の方法に関し必要な調査審議を行い、その結果を市長に答申する。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 教育関係団体の代表
- （2） 商工関係団体の代表
- （3） 福祉関係団体の代表
- （4） 学識を有する者
- （5） 公募に応じた市民
- （6） その他市長が必要と認める者

（委嘱期間）

第4条 委員の委嘱期間は、委嘱の日から基本構想・基本計画が策定された日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員のうちから市長が指名するものとし、副委員長は委員長が指名するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した議長以外の委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見、説明等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(書面による調査審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により会議を招集することができないと委員長が認めるときは、委員に書面を送付し調査審議することをもって会議に代えることができる。

2 前項に規定する書面による調査審議を行ったときは、委員長はその後に招集される最初の会議において、調査審議の結果を報告しなければならない。

3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の場合について準用する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、古河市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第36号）の定めるところによる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、基本構想・基本計画策定主管課において処理する。

(委任)

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、基本構想・基本計画が策定された日限り、その効力を失う。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行後最初に招集される会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。